

# このような思いを抱えながらも… 法曹として様々な場面で活躍している 谷間世代が数多くいます！



2021年度日本弁護士連合会  
若手チャレンジ基金制度・先進的取組等に対する表彰  
被表彰者の活動概要一覧

1	法人税法施行令23条1項3号の規定が一定の限度において、「法人税法の趣旨に適合するものではなく、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なもの」との今後の租税実務に大きな影響を与える最高裁判決を取得した。
2	新型コロナウイルス感染症の影響により職住の困難に直面した人を支援する「年越し支援・コロナ被害相談村」を開村し、支援・相談活動を中心的立場で実施、展開した。現に生じている喫緊の課題について、法的支援とともに福祉的観点からアプローチを試みた。
3	教員の長時間労働の違法性を問う裁判を担当し、判決の内容において、現在の法律が教育現場の実情に適合していない旨の指摘を得て、長時間労働是正の機運を高める活動をした。
4	BLP-Networkという弁護士グループの活動を通じて、弁護士の本業のスキルを活かしてNPOの団体運営を支援し、社会の課題に取り組むことができる機会を様々な方法で提供することに成功した。
5	罪に問われた障がいのある方を支援する一般社団法人東京TSネットの代表理事として、刑事事件における福祉専門職の派遣や刑事弁護における福祉専門職との連携について実践的な取り組みをした。
6	外国人の潜在的相談需要の発掘とこれに対応するプロジェクトとして、通訳人の確保、外国語相談対応ができることの広報活動の展開等をした。
7	年金等差押禁止債権のみが入金されている口座が私人により差し押さえられ、取り立てられた金員に対する不当利得返還請求事件において、請求の一部を認容する判決を得た。
8	「介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット」の事務局弁護士として、障害福祉サービス(主に重度訪問介護)の支給申請の代理や行政交渉を行い、公的介護の支給決定を多数得るほか、学習会の開催やアドバイザーとして現地弁護士のサポート活動を行った。
9	思いがけない妊娠等により追い詰められた女性等を支援する法人の運営に参画し、法的な助言が必要な案件(DV, 離婚, 養育費等)についての無料法律相談や代理人として対応した。
10	音楽家に対して、無料で法律相談サービスを提供する団体を立ち上げ、法律相談等の活動を行った。
11	虐待、非行等で居場所がない子どもの避難場所等の設置運営、相談、日常生活上の援助等の活動や子どもの意思を尊重しながら自立を支援するための事業を行い、子どもシェルターを稼働させた。
12	行政の機能・役割を行政職員だけでなく、弁護士が法律家の立場で関与していく必要性を捉え、弁護士の立場で政策手法の研究や普及、行政組織や行政サービスの検証に取り組んだ。
13	裁判員裁判事件をきっかけに、罪を犯した障がい者に対する入り口支援を継続的かつ実効的に行うために弁護士会と社会福祉士会に働きかけ、両会の協定締結への道筋を作った。
14	精神疾患の労働災害に関する最先端の医学的知見、法的知見の調査・研究・実践により、過労により精神疾患を罹患し自死した人の遺族を支援する取り組みをした。
15	地域社会が障害のある人の特性や生きづらさを理解し、お互いに支え合う社会を目指して各分野の人がそれぞれの立場にとらわれずに連携・協力する「全国トラブルシューター弁護士ネットワーク」を設立し、コラムの発信やSNSにおける無料法律相談を行った。
16	日本人とフィリピン人との国際結婚に関連する養育費等の問題について、フィリピンの現地に赴き、現状の視察、相談等の対応に尽力した。
17	過労死に関する弁護団のメンバーとして、新型コロナウイルスに関わる労災相談、労災申請等を実施した。
18	児童相談所によって一時保護された子どもの意見表明権をはじめとする子どもの権利擁護のための「意見表明支援制度」を構築した。

司法修習生  
給費制廃止問題

## 聞いてください ～「谷間世代」当事者 心の声～

私たちは、2010年に司法修習生の給費制が廃止されようとしていた時から、給費制維持を求めて活動し、2010年には給費制が1年延長されました。しかし、残念ながら2011年11月から貸与制(無給制)が始まってしまいました。その後も粘り強く活動を続け、多くの国会議員の先生方にご賛同いただき、2017年には修習給付金を創設する裁判所法改正がなされました。しかし、制度の谷間となってしまった新第65期司法修習生から第70期までにはなんらの手当てもされないまま、今日に至っています。

この制度の谷間に陥ってしまった「谷間世代」は約1.1万人おり、うち8000人程が弁護士となっています。そこで、谷間世代当事者は、自身が谷間世代となったことによるどのような思いを持っているのか、率直な声を聞くべく、複数の弁護士会がアンケートを実施したところ、多数の回答がありました。

彼らの切実な声を、どうか聞いてください。

【アンケート実施弁護士会及び回答者数】(2022年5月時点)  
札幌・東京・第一東京・埼玉・愛知県・大阪・福岡県 計968名

### アンケートで多数寄せられた声(概要)

- ・貸与金返済の負担が大きい
- ・年30万円の返済原資確保のため生活が苦しい
- ・経済的不安が大きいため、結婚や子どもを持つことを躊躇する
- ・修習専念義務を課しながら生活費は借金という制度は理不尽、不合理だったと言わざるを得ない
- ・64期までは給費制、71期からは修習給付金で、谷間世代だけ一切無給だったのは明らかに不公平、不平等(※厳密には旧第65期まで給費制)
- ・300万円の借金を背負ってスタートとなる制度はおかしい
- ・返還免除や一律給付措置を求める
- ・貸与金利用の有無にかかわらず、平等な措置を期待する
- ・国や社会に育ててもらったという意識を持ちにくい
- ・経済的事情から公益的活動や弁護士会の活動、また経済的に見合わない案件は控えざるを得ない
- etc.





# これが谷間世代の本音であり、実情です



貸与金の返済が負担になっています。谷間世代の救済のため、新給付金相当額の一律支給をお願いいたします。

家が貧しかったので**高校時代から奨学金**を借りて勉強を続けました。大学進学後、**ロースクール制度ができたため、さらに2年分の学費**を払ってまで進学するか悩みましたが、弁護士になる夢を諦めきれず進学を決意しました。ロースクールで朝から晩まで必死に勉強し、念願叶って司法試験に合格できました。すると、**今度は貸与制での司法修習**が待っていました。

司法修習を受けずに弁護士になる道はありませんでした。ここまできて弁護士になることを諦めることはできないので、貸与金を借りて司法修習をしました。修習中も許可を得てアルバイトをしましたが、起案に集中するため途中で辞めざるを得ませんでした。

弁護士登録後は、●●の法律事務所に勤め、それなりの収入を得ました。昼夜を問わず必死に働いた結果、体調を崩し事務所を辞めざるを得なくなりました。多額の奨学金と貸与金が残りました。今は体調も回復して●●に勤めていますが、**収入は低く、生活は楽ではありません**。奨学金と貸与金の返済、高額な弁護士会費の負担が重くのしかかります。**子どもが生まれました。両親の介護が必要になりました。ますます働けなくなりました。きっと私の生活は一般的な弁護士像とはかけ離れた生活でしょう。そういう弁護士もいるんです。**

**誰かの役に立ちたくて弁護士になりましたが、プロボノ活動などほとんどできません。残念ながら、自分と家族が生きるのに精一杯です。**貸与制に変えた政治家や、それを防げなかった先輩弁護士を恨んでも仕方ないのは分かっています。結局、貸与金を借りたのは自己責任です。けれど、なぜ私たちだけが、と思わずにはいられません。

今思えば、大学4年の時点で、弁護士になるのを諦めてロースクールに進学しなければよかったのかもしれない。後悔ばかりです。【「●●」は編集者が加工】 (67期)

学生時代の奨学金が数百万円残っていた中で弁護士生活を開始し、現在はその**奨学金の返済とともに貸与金の返還**をしている状況です。

結婚等、家庭環境も変わる中で、住宅ローン申請の際、貸与金を債務として計上しなければならず、少なからず融資額にも影響していると思われます。**立法的解決を望みます。** (新65期)

69期は来年から償還が始まりますが、約300万円の償還のことを考えると、出来るだけ稼げる仕事をするを考えざるを得ません。

私は、弁護士過疎地出身であるため、**弁護士の少ない地域への法律相談等に取り組みたいと考えていますが、移動に要する時間・労力**のことを考えると躊躇せざるを得ません。 (69期)

個人事業主のため**産休育休中の無給であった時期に返済が開始**されました。

復帰後も育児のために仕事をセーブして収入も減っているため、この先ずっと年間30万円の返済をするのは簡単なことではありません。 (66期)



やっぱり不公平感がある、というのが本音です。

弁護士になった当初は、**貸与金の返済を軽々に行えるくらい稼いでやろう**と思っていましたが、**現実にはなかなか給料は上がらず、心理的なものも合わせて負担感は小さくありません。**

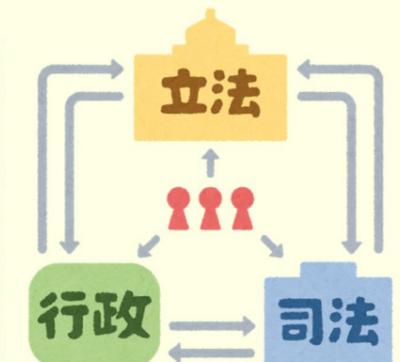
この返済がなくなれば、もっと自由を感じられるんじゃないか、という考えは頭をよぎります。 (68期)

1期違うだけで、しかも71期と修習生の人数もほとんど変わらないのに給付されないというのは不公平感がある。

修習終了後5年経過後に返還というのも、**出産育児などで十分に働くことのできない時期と重なり、経済的負担が大きい**と思う。 (70期)

やはり**何故自分たちだけ、という思い**があるのは事実です。本年から返済が始まりましたが、**年30万円という金額も負担感も小さくはありません**。私は、大学、大学院時にも奨学金を受けており、その返済もあります。弁護士も競争が激化し、若手弁護士の多くが、収入も昔のように望めないように感じています。アソシエイト弁護士の給与も以前よりは減額されているような傾向にあるのではないのでしょうか。**谷間世代の経済状態として、奨学金の負担や収入の減少など、貸与金以外の他の経済事情も決して恵まれた世代ではありません**。この点をも十分に加味していただき、できるかぎり不公平が是正されるような対応を頂けると大変有難く存じます。

そもそも、**司法修習は、国家の三権のうちの法を司る人材育成という大きな一制度であるにもかかわらず、「給与」ではなく「貸与」というのも理解できません。** (68期)



Why not 給与??

子育てにお金がかかり、また会務が増え続けている状況で、ほとんど休まず働いています。

**貸与金の返済は社員の1ヶ月程度の収入**です。それを毎年支払うのは大きな負担であり、貸与金の返済がなければ、もう少し仕事量を調整して、家族で暮らす時間が増えるのになって常々思って生活しています。**もう少し経済面で余裕があれば、もう1人子どもを持つことも検討できました。**

救済措置をぜひお願いします。 (67期)



70期、最後の谷間世代です。

一緒に司法試験を受け、落ちたロースクールの同期は修習給付金を支給されています。落ちれば良かったか、と聞かれればそうは思いませんが、**修習内容がほとんど同じなのに、不公平感は強く感じます。**

**大学4年間とロースクールで1000万円近い奨学金**を借りており、**毎月5万円ほどの返済**があります。加えて弁護士会費、国民健康保険、年金を支払うので、給与から毎月15万円以上は支払いに充てることになります。家賃等を加えると、正直それ程余裕はありません。これに加えて修習の貸与金まで支払わなければならなくなると思うと気が重くなります。

このような状況なので給与だけでは厳しく、個人事件を受けて、収入を底上げする必要がありますので、会務をやっている場合ではありません。**社会奉仕をする暇もありません。子どもの権利や女性、LGBTQの支援等、興味のある分野や勉強したい分野もありますが、余裕がないというのが本音**です。

弁護士会や日弁連は手当をしてくれてはおり、有り難いとも思いますが、不十分だと感じます。立法措置による一律給付が必要と感じます。 (70期)



当時は就職難で、自分自身も集合修習が始まるまで勤務先も決まらなかったため、**将来的な不安は大きく、書籍の購入等、自身への投資は躊躇した記憶**があります。それによる現在への影響は正確にはわかりませんが、少なくとも良い影響があったとは思っていません。

その後の修習給付金の創設はあるべき姿が一定程度取り戻されたのだと思いますが、**我々が切り捨てられた感**は否めず、毎年返済の時期を迎えるたびに気分は悪いです。 (新65期)

